

平成 25 年 ◎ 災害対策基本法改正(要支援者名簿の作成の義務付け)

- ・ 市町村への名簿作成の義務付け
- ・ 災害時の名簿情報の提供
- ・ 同意者情報の提供
- ・ 守秘義務

平成 28 年 ◎ 災害に備えた避難支援に関する意向調査開始

同意者リストを作成し、翌年度以降、避難支援等関係者に順次提供

- 同意者リストの提供すら困難、個別避難計画については言及せず。

平成 30 年 ◎ 平成30年7月豪雨災害

記録的な大雨に伴う土砂災害により人的・物的被害が多数発生

- 緊急的に個別避難計画を作成し、避難の実効性を確保する必要がある。

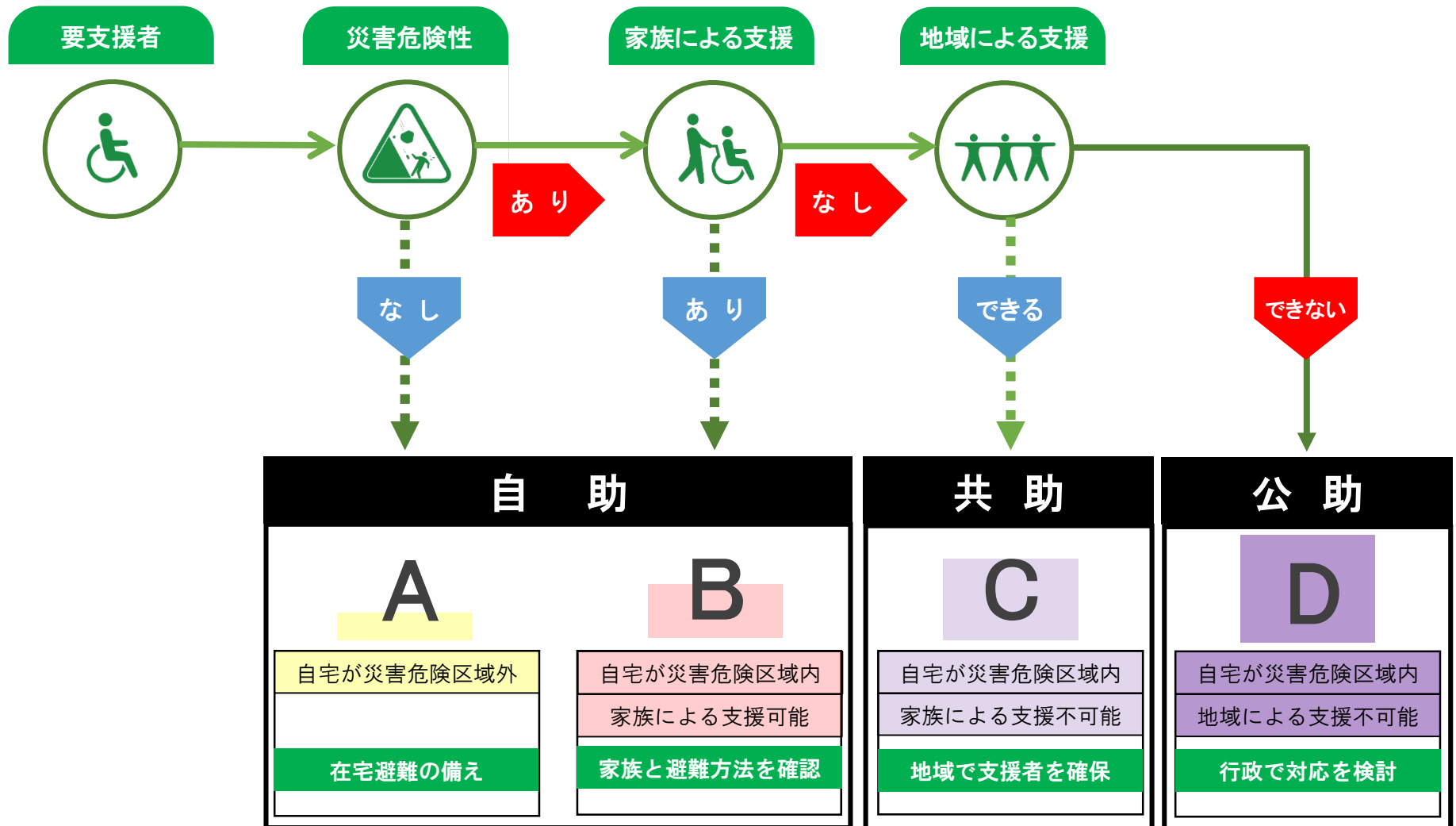
平成 31 年 ◎ 行政による個別訪問 《 対象:レッドゾーン、かつ、家族の支援がない人 》

- 個別避難計画の作成主体は本人又は地域としていたが、地域の取組には限界がある。
防災部局と福祉部局（保健師）の職員により特例的に個別訪問を実施

令和 2 年 ◎ モデル学区を設定した地域主体の取組

個別訪問で得たノウハウを地域に還元するため、「地域における避難支援の手引」を作成
市内全8区でモデル学区を設定して、重点的に個別避難計画を作成

- 要支援者の住まいの災害危険性や家族等による支援の有無を踏まえ、**自助、共助、公助**を組み合わせて個別避難計画を作成（区分は下表のとおり）



自 助

「本人記入の個別避難計画」の様式等の設定

＜課題＞

- 郵送書類が多くなり、返送率の低下が懸念されるため、事前の積極的な広報が必要となる。
- 個別避難計画の作成に同意、地域への情報提供に不同意の方への対応の整理が必要となる。
- 本人記入の個別避難計画の地域への提供範囲の整理が必要となる（計画の一部を提供or計画をそのまま提供）。
- 風水害の災害危険区域外居住者の整理（地震を対象として計画作成or風水害に特化して在宅避難を推奨）が必要となる。

共 助

地域による個別避難計画の作成

＜課題＞

- 取組への意識が高い地域からモデル学区に設定しているため、後年度への負担が大きくなる可能性がある。
- 他の取組と重複する部分があるため、スケジュールの調整又は重複している部分について地域への説明が必要となる。
- 実行性のある計画とするための訓練の勧奨が必要となる。
- 個別避難計画作成には訪問が必要となるため、新型コロナウイルス感染症の影響を多いに受ける。

公 助

介護支援専門員の参画による個別避難計画の作成

＜課題＞

- 今年度の対象である要介護5の方については、当初対象者9名のうち、4名が計画作成過程又は作成後に、死亡や入院により、対象外となったため、対象者の見直しの検討が必要となる。
- 対象者の見直しを行う場合、自助、共助の取組との区分けの整理が必要となる。
- 作成方法についての整理が必要（行政主体で作成or福祉専門職に委託or一部を委託、一部を行政）

自 助

「本人記入の個別避難計画」の様式等の設定

＜プロセス＞ 所管課において、様式案を作成し、以下のとおり意見聴取を行い、今年7月末頃に本人へ発送予定

区分	対 象	方 法	回 数
庁 内	防災及び福祉部局の関係課(29課)	メール	3回
有識者	跡見女子学園大学 鍵屋教授	オンライン	3回

区分	対 象	方 法	回 数
当事者	広島市身体障害者福祉団体連合会	対面	1回
地 域	過去に計画作成に携わった人	対面	各区1回
福祉専門職	計画作成に参画した介護支援専門員	メール	1回

共 助

地域による個別避難計画の作成

＜プロセス＞ 以下の取組を実施し、令和4年3月時点で130件の個別避難計画を作成

1	モデル学区及び対象者の選定	市	4	対象者等との調整(個別訪問等の実施)	市 + 地域
2	住民勉強会(防災・福祉)の開催	市	5	避難場所及び避難支援者の確保	市 + 地域
3	関係者会議の開催	市	6	個別避難計画の作成	市 + 地域

公 助

介護支援専門員の参画による個別避難計画の作成

＜プロセス＞ 以下の取組を実施し、令和4年3月時点で8件の個別避難計画を作成

1	市域居宅介護支援事業者協議会へ協力依頼	4	介護支援専門員の同行による個別訪問
2	担当の介護支援専門員から在宅状況を調査し、対象者を選定	5	避難場所及び避難方法を調整し、個別避難計画を作成
3	介護支援専門員向けの防災研修及び意見交換会の実施	6	取組の振り返りを兼ねた意見交換会